

和歌山県災害被災事業者支援補助金 申請チェックリスト

注：この補助金を受けるには、以下の期限を守ってください。

- ①復旧計画を平成30年1月31日までに提出すること。
- ②復旧計画の認定を受けてから1年以内に復旧事業に着手すること。
- ③復旧計画の認定後2年以内に復旧し、操業を開始した日から3ヶ月以内に補助金交付申請すること。

①復旧計画書等の提出

計画書等の確認

番号	申請書	チェック項目	チェック
(1)	計画書	提出の日付は平成30年1月31日までとなっているか。 ※(別紙2)企業概要及び誓約書も同様です。	
(2)		「1 復旧に要する経費 事業に要する経費」とその下部に記載する資金内訳の合計が一致しているか。	
(3)		「4 事業完了予定年月日」は復旧計画の認定(予定)後、2年以内になっているか。	
(4)	(別紙1)復旧事業計画	「3 設備等の被災状況の残存価格」は資産台帳の期末帳簿額等の金額と一致しているか。	
(5)		「3 設備等の被災状況の被害額」は流出及び修繕不可の場合は残存価格の全額、修繕可能な場合修繕費相当額(税抜き)を記載しているか。	
(6)		「4 復旧事業の概要の建物及び設備」の見積額の合計と復旧計画書の「1 復旧に要する経費 事業に要する経費」が一致しているか。	

添付書類の確認

番号	チェック項目	チェック
(1)	罹災証明書	
(2)	被害状況が確認できる写真	
(3)	復旧費用の証明(見積書の写し)	
(4)	税金に未納が無いことの証明(県税及び市町村税)	
(5)	資産台帳の写し	
(6)	誓約書	
(7)	営業案内書(パンフレット等)	

②復旧事業着手届の提出

(1)		復旧事業着手日は県から復旧計画の認定を受けた日から1年以内となっているか。	
(2)	復旧事業着手届	提出は復旧計画の申請後になります。ただし、復旧計画申請前に着手している場合でも写真、書類等で確認が可能で県が認めるものは対象となります。その場合、復旧事業着手届は復旧計画書と併せて提出しても構いません。	

③復旧補助金交付申請書等の提出

交付申請書等の確認

(1)	復旧補助金交付申請書	申請日は、復旧計画の認定後2年以内に復旧し、操業を開始した日から3ヶ月以内となっているか。	
(2)	復旧補助金交付申請調書	「1 交付申請額」は「3 交付申請額の算出方法」と一致しており、10万円以上2,000万円以下になっているか。	
(3)		「2 復旧工場等 (7)復旧年月日」は復旧計画認定後、2年以内になっているか。	
(4)		「3 交付申請額の算出方法」は「4 添付書類 (1)復旧費用の証明」の合計額の10%の金額になっているか。(小数点以下は切り捨て)	
(5)		「3 交付申請額の算出方法」において、対象経費が市町村から災害復旧支援経費などが支給される場合は対象額から除いて算出しているか。	
(6)		「4 添付書類 (1)復旧費用の証明」の金額は消費税・地方消費税を除いた金額となっているか。	

添付書類の確認

番号	チェック項目	チェック
(1)	復旧費用の証明(領収書及び契約書等の写し)	
(2)	建物及び設備の位置図	
(3)	投下固定資産など事業再開が確認できる写真	
(4)	役員名簿	
(5)	直近1年間の財務諸表(決算報告書)	
(6)	定款	
(7)	法人登記事項証明書	